平成２３年（フ）第７号
福岡県大牟田市一浦町205番地１
債務者　岩谷　義明
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３２３号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―801号
債務者　河部　由美（旧姓仲林）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４４号
秋田市新屋勝平台７番３－５号
債務者　三浦　　仁
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
千葉県松戸市松戸新田30番地の５　松久ハイツ７―303号
債務者　近藤雄次郎
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１６５号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番10―217号　西小野方
債務者　井上　麻美
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６７号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目17番３号　アメニティ２Ｆ201、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目21番20―402号
債務者　安里　末子（旧姓渡久地）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５号
兵庫県西宮市一里山町３番１―411号、前住所さいたま市浦和区領家７丁目25番24号
債務者　若林　美佳
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県西宮市小曽根町３丁目２番７号
債務者　頭師　隆司
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４１号
山口県下松市古川町４丁目１番10号
債務者　安田　俊克
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５号
山口県周南市大字須々万本郷1710番地の11
債務者　栗田　大輔（旧姓磯村）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第７号
山口県光市大字小周防420番地２
債務者　山本　昭義
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８号
山口県周南市速玉町１番18号　三牧アパート205号、前住所山口県周南市大字徳山5537番地
債務者　西村　明子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２号
山口県宇部市川添１丁目１番33―106号、旧住所山口県宇部市大字川上992番地４
債務者　石井　孔二
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３４２号
北九州市八幡西区友田２丁目３番１―302号
債務者　正原　暢子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５８号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番６―709号
債務者　野中　芳樹
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目12番13―103号
債務者　大村　智士
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目12番13―103号
債務者　大村沙耶佳
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部